

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

改正盛土規制法と廃棄物処理

建設業者からの依頼が急増の予感

社内全員で廃掃法を改めて知りましょう

令和5年5月26日に「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）」が施行されました。

役刑に処された場合は営業停止15日以上など処分内容も強化されました。

・盛土規制法

令和3年に起きた熱海市の大雨による盛土崩落事故を機に宅地造成等規制法が改正され「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等が包括的に規制されます。

盛土等により人家等に被害を及ぼすおそれのある場所を都道府県知事等が規制区域に指定し、区域内で盛土等を行う場合はあらかじめ許可が必要となります。また、無許可で盛土等を行った場合は法人を対象に最高3億円の罰金が課されるなど罰則も大幅に強化されています。

・廃掃法違反に対する罰則強化

建設現場から発生する土がすべて産業廃棄物となるわけではありませんが、木くずやコンクリートくずが混じった状態のものは「廃棄物混じり土」となり、廃掃法の規制の対象となります。

この「廃棄物混じり土」が盛土等に使われる事態を防ぐとともに、建設現場への監視を強めるため、建設業法では「建設業者の不正行為等に対する監督処分基準」が改正され、これまで「労働基準法違反等」と一括りにされていたものが、「盛土規制法違反」及び「廃掃法違反」に関する処分基準が新設され、廃掃法違反で役員等が懲

法改正・罰則強化により、建設業者としては処理業者への委託が重要になってきます。これまで廃棄物と認識していなかった建設業者からの委託も増えるかもしれません。

廃掃法に詳しくない建設業者は、発生した「廃棄物混じり土」を処理業許可のない下請業者が運搬し、自社が管理する土場に保管など、知らないうちに廃掃法違反になっている可能性があります。そもそもマニフェストを交付等しなくてはいけないことすら知らないかもしれません。

処理業者の皆様は、マニフェストが未交付のまま運搬または処理を引き受ける・・・なんてことはないかもしれませんが、マニフェストの交付等がされないことで、スムーズな処理が行えなくなってしまいます。

また、こういった違反を知りながら委託を受けることで、処理業者も廃掃法違反となります。

知識がない建設業者から委託を受けるにあたり、管理部門や現場担当者さんは判断できても、営業や事務担当者さんが窓口になるケースもあります。改めて処理業者として廃掃法を知っていただきたいと思います。

※ 廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律